

特記仕様書 第1章 総則

第1条 本特記仕様書は、令和7年度（繰越） 健幸のまちづくり拠点施設整備事業 外構工事 4工区 に適用する。

第2条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書のほか、各項によるものとする。

- 1 土木工事共通仕様書 平成22年7月（令和7年4月改定）
 - 2 区画線設置工事共通仕様書 平成22年7月
 - 3 植栽工事共通仕様書 平成22年7月
 - 4 土木工事施工管理基準 平成22年7月（令和7年4月改定）
 - 5 出来形管理基準及び規格値 平成22年7月（令和7年4月改定）
 - 6 品質管理基準 平成22年7月（令和7年4月改定）
 - 7 写真管理基準 平成22年7月（令和7年4月改定）
 - 8 港湾工事共通仕様書及び施工管理基準 平成22年7月（平成28年4月改定）
 - 9 土木工事施工管理基準の統一事項 平成22年7月（令和7年4月改定）
- ※土木工事共通仕様書等は、宮崎県庁ホームページ（トップ>社会基盤>公共事業>技術基準>建設技術情報）に掲載している。

第3条 契約数量・規格等（単価抜設計書）

本工事の施工にあたっての数量・規格等は、単価抜設計書のうち工事目的物にかかる名称・規格、数量（単位）によるものとする。ただし、以下を除く。

- 1 任意の仮設及び施工方法にかかるもの
- 2 目的物の施工に伴う作業土工（施工管理の対象とならない土工）
- 3 施工機械の機種・規格

第4条 工事書類の簡素化について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化の対象工事である。
- 2 「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」に基づき実施するものとする。
- 3 工事書類簡素化要領に定めのない事項は、監督員と協議するものとする。

※「工事書類簡素化要領」及び「工事書類簡素化ガイドライン」は、宮崎県庁ホームページ（トップ>しごと・産業>公共事業・建築・土木>技術基準>工事書類の簡素化について（令和7年3月））に掲載している。

第5条 占用物の取扱い

- 1 工事着手にあたっては、既設占用物及び予定占用物の調査を行うこと。なお、該当物がある場合は、2、3及び4によるものとするが、該当物がない場合もそ

の旨を報告すること。

- 2 占用物調査の結果、既設占用物の移転の必要が生じる場合は、速やかに報告すること。
- 3 現況において占用物ではないが、工事完了時点で占用物となる可能性のあるものについては、速やかにこれを報告すること。
- 4 占用物調査の結果、既設占用物の移転の必要が生じない場合で、占用物の内容、位置等が設計図に記載されていない場合は、設計図に記載し、報告すること。なお、記載する具体的な内容については発注者と協議のうえ決定する。

第6条 記録媒体による電子データの提出

受注者は、提出書類を記録媒体（CD等）により電子データで提出する場合には、事前にウィルスチェックを行うこと。

ウィルスチェックソフトは、最新のウィルスも検出できるように常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用すること。

なお、USBメモリでの提出は原則不可とする。

第7条 設計変更ガイドライン等の適用

設計変更等については、小林市工事請負契約約款第18条から第24条及び土木工事共通仕様書1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン（平成28年9月 小林市）」及び「工事一時中止に係るガイドライン（平成28年9月 小林市）」によることとする。

第8条 工事のデジタル写真の小黒板情報電子化について

工事のデジタル写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後に、監督員へ小黒板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出、承諾を得たうえでデジタル写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。

対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載してい

る技術を使用していること。また、受注者は監督員に対し、小黒板情報電子化の実施を選定する旨を書面にて申し出る際に、本工事での使用機器が分かる資料も併せて提出するものとする。なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準に準ずるが、同条2に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

第9条 提出書類の様式について

提出書類の様式は、宮崎県庁ホームページ（トップ>社会基盤>公共事業>技術基準>建設技術情報>（4）提出書類の様式集）に掲載している。

第10条 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）

本工事における、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）は、建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、監督員に提出しなければならない。

これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

なお、建設副産物の発生及び建設資材の利用がない場合は、工事概要のみを記載した計画書（実施書）を作成、提出するものとする。

第11条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の1～5に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- 1 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5 その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第12条 再生骨材の使用について

1 再生骨材の使用

受注者は、単価抜設計書に明示された再生骨材を使用するものとする。

2 再生骨材の供給がある場合

受注者は、工事に使用する再生骨材の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備し、監督員に提出するものとする。

3 再生骨材の供給がない場合

受注者は、工事現場から40kmの範囲内にある全ての再資源化施設^{注)}に、宮崎県建設技術センターの規格試験に合格した再生骨材がないことを証明する書類（別添様式1）を、監督員に提出するものとする。

注）規格試験に合格した再生骨材を生産している再資源化施設

第13条 再生加熱アスファルト混合物の使用について

1 再生加熱アスファルト混合物の使用

受注者は、単価抜設計書に明示された再生加熱アスファルト混合物を使用するものとする。

2 再生加熱アスファルト混合物の供給がない場合

受注者は、工事現場から40kmおよび運搬時間1.5時間以内の範囲内の再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設に、宮崎県建設技術センターの承認を得た再生加熱アスファルト混合物がないことを証明する書類（別添様式2）を、監督員に提出するものとする。

第14条 工事材料使用願の提出について

本工事における工事目的物にかかる工事材料（任意仮設を除く。）については、「工事材料使用願」（別添様式3）と品質規格証明書を工事の着手までに監督員

に提出しなければならない。

第15条 一般的な鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について (対象構造物は、呼び強度が 24N/mm² 以上的一般的な鉄筋コンクリート構造物。(ただし、コンクリート舗装工、場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除く))

1 一般的な鉄筋コンクリート構造物 (コンクリート舗装工、現場打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工は除く) のスランプ値は 12 cm を標準とする。

2 スランプ 12 cm のコンクリートを使用する場合は、下記ガイドラインを参考図書として活用するものとする。

・流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン
(平成29年3月 流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会)

3 水セメント比は 5.5 % 以下とする。

注) 「R1.12.19_279-1473_現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等について (通知)」を参照のこと。

第16条 休日の確保

この工事は、月単位の週休 2 日工事の対象工事である。

実施するときは、『「週休 2 日工事」実施マニュアル【一般土木・上下水道事業編】』に基づき行う。

実施マニュアルは、小林市ホームページから入手できる。

第 2 章 施工条件

第1条 施工条件の明示

本工事の施工にあたっての施工条件を以下に明示するので、受注者は、施工計画書の作成時及び工事施工時においては、十分留意するものとする。なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、施工条件が当初の段階で想定できず、工事実施期間中に発生した場合についても、発注者と受注者が協議し、契約変更の対象とする。

1 工程関係

- ・準備期間 30日間を見込んでいる。
- ・後片付け期間 20日間を見込んでいる。
- ・本工事は、下記工事と密接な関係があるため、工程等十分な調整が必要がある。
「小林市健康のまちづくり拠点施設整備事業 建築工事」
「令和6年度 健康のまちづくり拠点施設整備事業 外構工事 1工区」
「令和7年度 健康のまちづくり拠点施設整備事業 外構工事 3工区」
「令和7年度 健康のまちづくり拠点施設整備事業 外灯工事」
- 発注者：小林市 建設課
- ・関係機関等との協議はすべて完了している。
- ・他官庁等との協議の結果、特定された条件は特段付されていない。

2 用地関係

- ・工事区域の用地取得については、すべて完了している。
- ・本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。
- ・工事施工において民地借上を必要とする場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受注者の責任において処理しなければならない。

3 公害関係

- ・本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械・設備を使用するものとする。
- ・工事に伴う公害防止（騒音・振動・粉塵等）については、特段考慮していない。
- ・事業損失に係わる事前調査等は考えていない。

4 安全対策関係

- ・公共・公益施設（鉄道、ガス、電気、電話、水道等）等からの施工上の制約はない。
- ・交通誘導員は、計上していないが、現地条件等により必要な場合は監督員と協議を行うものとする。

5 工事用道路関係

- ・資機材等の搬入路については、既設の道路を使用することで考えており、特に道路管理者（地元住民等）等からの制限は受けていない。

6 仮設備関係

- ・本工事で設置した仮設物については、工事目的物が完了した段階で撤去するものとする。

7 建設副産物関係

- ・本工事により発生する建設発生土は、想定していないが変更等が生じる場合は監督員と協議行うものとする。
- ・舗装版切断時に発生する排水については、処分費等の費用は計上していないが、舗装版切断に発生する排水を適正に処理するものとし、排水量等を取りまとめの上、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

8 工事支障物件等

- ・工事区域の占用等の支障物件について、建築工事に係る仮囲いが設置されている。建築工事との工程等の協議の上、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

9 排水工（濁水処理含む）関係

- ・汚水処理については、特段考慮していない。

10 その他

- ・工事用資機材の仮置きは、特段考慮していない。本工事における支給品はない。

第 3 章 積算関係

第1条 本工事の積算に使用した、見積単価及び歩掛については下記の通り公表する。

1 積算参考資料

〔取扱事項〕

- この資料は、契約上の内容を拘束するものではありません。
- この内容は、市場の取引契約を拘束するものではありません。
- この内容は、見積時期、場所、数量が異なるため、該当案件限定であり、他の案件には使用しません。
- 単価・歩掛自体及び見積徴収先等に関わる質問には、回答できません。

記載例

令和〇〇年度 〇〇〇〇〇事業 〇〇〇〇線 〇〇工事

【 第〇号 単価表 】						
鋼製グレーチング蓋設置工 U字 T-14 995×375×44						1 m 当り
名称・規格	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
鋼製グレーチング蓋 U字 T-14 995×375×44	1	枚	6,890			見積り or 他部局単価名

設計書内で丸の箇所が記載されているものが公表単価です。